

No	質問	回答
応募資格について		
1	地域事業づくり会社及びローカル・ゼブラ企業等の要件にある「地域課題解決事業に取り組む特定の地域に活動基盤（事業者や支社等）を有していること」について、事業拠点を有するというのは、登記により所在していることが必要か。	「特定の地域に活動基盤を有していること」については、特定の地域内に事業所や支所等を設置して活動している必要がございますが、必ずしも登記していることを求めず、過去から現在において活動の実態が確認できれば対象となります。
2	地域事業づくり会社及びローカル・ゼブラ企業等の要件に「法人格を有する団体であり、任意団体等でないこと。ただし、大企業及び地方公共団体は除く。」とあるが、一般社団法人やNPO法人等が地域課題解決に取り組んでいる場合は認められるか。	一般社団法人やNPO法人等も対象になり得ますが、非営利法人のみの申請等は想定しておりません。 例えば、ローカル・ゼブラ企業等2社のうち1社が株式会社、残り1社が一般社団法人やNPO法人であり、実証地域単位としては社会性と経済性を両立している場合などが認められます。
3	ローカル・ゼブラ企業又はそのポテンシャルがある事業を行おうとする者について、「そのポテンシャルがある事業を行おうとする者」とは何を指すのか。	現時点では、社会性または経済性のいずれかを満たす事業を実施しているが、今後明確にその両立を志向する企業等を指します。
4	ローカル・ゼブラ企業等の要件に「幹事法人与委託契約できること。」とあるが、必ず委託契約を結ばなければならないということか。	あくまでローカル・ゼブラ企業等が幹事法人与委託契約を締結できるよう法人格を有していることを要件として規定するものです。実証地域への参画方法については、再委託のほか、外注や謝金等、金銭等の報酬が発生しない連携による参画が想定されます。
5	第三セクター（国・地方公共団体と民間企業の共同出資による事業体）は実証地域への参画が認められるか。	第三セクター（国・地方公共団体と民間企業の共同出資による事業体）として法人格を有しているものであれば、今回の地域事業づくり会社及び連携事業者・団体としての要件は満たすものと考えています。 なお、地方公共団体等（第一セクター）については、参画が認められますが、地域事業づくり会社及びローカル・ゼブラ企業等としては認められません。また、地方公共団体に係る経費についても、今回の経費対象外としております。
6	実証地域への参画企業等の数に上限はあるか。	実証地域への参画企業等の数に上限はありませんが、ローカル・ゼブラ企業等が5社を超える場合は「様式2_申請者情報及び積算内訳」に全社記載できないため、事務局にご連絡ください。

No	質問	回答
7	大学、一般社団法人、商工会議所、農業協同組合、事業協同組合、NPO法人、地方公共団体、大企業は実証地域への参画は可能か。	募集要領 2. 事業申請要件及び事業スキーム（2）事業対象者の資格要件を満たす場合は認められます。 なお、地方公共団体に係る経費については、今回の経費対象外としております。
8	同一の幹事法人が複数の提案を申請することは可能か。	実証地域での連携については、地域事業づくり会社が複数のローカル・ゼブラ企業等が行う地域課題解決事業を推進することを想定しております。そのため、可能な限り関連した課題の解決に取り組むご提案を申請いただけたらと思います。
9	地域事業づくり会社について、ローカル・ゼブラ企業等と経営者が同一である関連会社であった場合において、あくまでも別法人であれば地域事業づくり会社1社、ローカル・ゼブラ企業等2社とカウントされるのか。	ご認識の通りです。 一方で、本事業においては、地域内外の関係者と連携しながら地域課題解決事業に取り組むことで、エコシステム強化を図ることを前提としていますので、事業趣旨としては地域内外の多様な関係者との連携を図っていただきたいと考えております。
10	募集要領2. 事業申請要件及び事業スキーム（2）事業対象者の資格要件に記載の大企業とは何を指すのか。	中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号のいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営むものを指します。
11	地域事業づくり会社やローカル・ゼブラ企業等について、「みなし大企業」にあたる場合は対象外になるのか。	当該申請者が「募集要領 2. 事業申請要件及び事業スキーム（2）事業対象者の資格要件」を満たす場合は認められます。当該申請者が「みなし大企業」であることをもって対象外となることはありません。
12	実証地域の構成員間で協定書等の締結は必要か。	実証地域で地域ビジョンを共有し、地域が抱える複数の関連した課題に対して、地域事業づくり会社、ローカル・ゼブラ企業等、及び連携事業者・団体と連携して課題解決に取り組むのであれば、協定書等の締結は必要ありません。
13	地域事業づくり会社が複数の地域に対してエコシステム強化に取り組む場合も本事業の対象となりうるか。	複数の地域でエコシステム強化に取り組む場合、各地域での取組に関連性があれば、1つの申請として応募することが可能です。 但し、地域毎に取組内容が異なる場合（各地域での取組に関連性がない場合）は、地域毎に応募してください。

No	質問	回答
14 8/5 追加	地域事業づくり会社が支援対象とする地域において、事業所の登記をしていることは必要か。	地域事業づくり会社として申請する事業者の事業所が、当該地域にあることは必須要件ではありません。当該地域のゼブラ事業を自身が実践してきた、若しくは他社の取組を支援してきた実績があれば対象となります。 ただし、申請者自身がどのような地域事業づくりをしようとしているのか、それに対して地域側にどのような繋がりや協力者を有しているのかについて、事業計画書に明確に記載してください。
15 8/5 追加	地域事業づくり会社としての認知がまだ無い場合も本事業の対象となりうるか。	地域事業づくり会社自体が、地域で既に一定の認知を得ていることは必須要件ではありません。当該地域のゼブラ事業を自身が実践してきた、若しくは他社の取組を協働、支援してきた実績があれば対象となります。 ただし、申請者自身がどのような地域事業づくりをしようとしているのか、それに対して地域側に、どのような繋がりや協力者を有しているのかについて、事業計画書に明確に記載してください。
16 8/5 追加	地域事業づくり会社としての社内体制自体がまだ不十分な場合も本事業の対象となりうるか。	地域事業づくり会社として申請する事業者の社内体制が既に十分に整っている必要はありません。それを今後どう充実させていくかを検証するのも、今回の調査事業の対象となり得ます。 ただし、申請者自身がどのような地域事業づくりをしようとしているのか、それに対して地域側に、どのような繋がりや協力者を有しているのか、今後どのような社内体制を作ろうとしているのかについて、事業計画書に明確に記載してください。
17 8/5 追加	自社の事業自体が既に、本事業の目指す仕組みとなっている場合、もっぱら自社の事業の成長のみの場合に該当してしまい、支援の対象にはなくなってしまうのでしょうか。	ローカルゼブラ事業として取り組んできた事業自体が、結果として既に「地域事業づくり」を支える事業になっている場合は、それが自社本来の事業であっても対象となります。 ただし、今の事業をどのように強化し地域事業づくりに役立てようとしているのか、若しくは、どのような課題を抱えていてどのように解決しようと考えているのかについて、事業計画書に明確に記載してください。

No	質問	回答
事業内容について		
18	事務局による支援の頻度はどの程度を想定しているか。また支援内容についての想定を教えてください。	定期的な実証地域とのミーティングは隔週1回程度を想定しております。詳細は、募集要領2. 事業申請要件及び事業スキーム（3）事業スキームの＜参考：実証地域に対する伴走支援の内容（例）＞をご確認ください。
19	地域課題ではなく、社会全体として抱える社会課題に取り組んでいる企業の参加は可能か。	原則として特定の地域の課題に着目し、その域内で取り組む地域課題解決事業が本実証事業の対象とします。一方で、これの発展として特定の地域で地域課題解決事業の実績のある事業者が、ノウハウや仕組み、ネットワーク等を活用し、他地域の特性に合わせて展開する地域課題解決事業についても、事業対象として考えております。
20	募集要領2. 事業申請要件及び事業スキームの「【応募を期待している実証地域】」について、「地域・社会ビジョン」とあるが、自治体等が策定する計画を地域ビジョンに設定するということが良いか。	地域ビジョンは、事業を通じて実現したい地域の未来像として実証地域が策定し、域内外の関係者に事業意図や目的を明確に伝えることを目的とするものであり、必ずしも自治体の計画等に追従する必要はございません。
21	3. 事業内容の「(2)☒ンファレンスや視察会等を通じた実証機関同士の知見の共有」や「(3) 成果報告会の参加」には実証地域の参画者すべてが参加しなければならないか。	必ずしも実証地域に参画するすべての方の参加は求めませんが、原則、地域事業づくり会社及びローカル・ゼブラ企業等には参加いただきたいと考えております。
22	本事業以外から資金調達を目指すことに制限はあるか。	本事業以外で資金調達に取り組んでいただくことは可能です。

No	質問	回答
対象経費について		
23	地域事業づくり会社の人件費も経費対象になるか。	本実証事業内で取り組むエコシステムの強化に資する取組の検討と実行、連携体制の構築に必要な調整経費やそれに係る人件費等は対象経費になります。なお、自社事業の本業での活動経費（顧客へのサービス提供や製品開発等）は対象外となります。
24	エコシステム強化のために外部からの支援を受けたい場合、外注費等は認められるのか。	事業目的に沿うものであれば、妨げるものではありません。
25	「実証地域にローカル・ゼブラ企業等や連携事業者・団体を追加する場合においても、連携に係る経費を流用することを可能とする。」とあるが、実施期間中に変更契約を想定しているのか。	連携に係る経費の計上方法として、再委託契約や外注、謝金等の方法が考えられますが、必要に応じて変更契約を行うことも想定しています。なお、変更契約にあたっては、その必要性について事務局が審査を行います。
26	地域事業づくり会社、ローカル・ゼブラ企業等及び連携事業者・団体がエコシステムの強化に資する取組の検討と実行する際の人件費は対象になるか。	原則として実証地域への参画者がエコシステムの強化に資する取組の検討と実行する場合において、必要となる経費については、対象経費として認められます。
27	人件費について、3. 事業内容（1）～（3）にかかる費用は対象になるという理解で良いか。そのような理解の場合、ローカル・ゼブラ企業等が行う地域課題解決のための「実行」も補助対象になり、補助対象の中に自社事業も含まれるが問題ないか。	原則として、自社の事業成長のみを企図した活動経費（本業における研究開発費や顧客へのサービス提供、日常業務に係る経費等）は対象外です。本実証事業内で取り組むエコシステムの強化に資する取組の中に自社事業も含まれるのであれば、本実証事業に必要な調整経費やそれに係る人件費等は対象になります。
28	地域事業づくり会社（幹事法人）とローカル・ゼブラ企業等との間で再々委託契約を結ぶ場合、当該ローカル・ゼブラ企業等からさらに連携事業者・団体へ謝金・事業費の支払いをすることは可能か。 また、今回の事業では、再委託比率が多くなることが想定されるが、実証地域内での再委託は、再委託比率の対象外と考えてよいか。	会計上の再委託費の扱いについては募集要領に記載の通りです。 そのため、再々委託先からの再々々委託や謝金等の経費・調整は可能ですが、事業遂行上の手続きや調整については、幹事法人が一元的に管理し調整いただくことになります。 また、本事業の契約主体となる幹事法人からの再々委託は、再委託比率としてカウントすることになりますので、当該比率が50％を超える場合は、その事業の必要性について理由書の提出が必要となります。

No	質問	回答
応募書類について		
29	(様式1) 事業計画書について、上限の枚数はあるか。	(様式1) 事業計画書の上限枚数はありません。
30	(様式1) 事業計画書について、「1. 地域事業づくり会社が目指している具体的取組について」に記載の1. 及び2. について、既存資料を画像で貼り付けるのか、あるいは添付資料として別途提出すればよいか。	作成しやすい方で構いません。添付資料の場合は、どの資料の何を参照すれば良いか該当箇所が分かるように事業計画書内に明記してください。なお、追加資料は1申請あたり2件までです。 また、その他の項目についても画像等を使っていただいて問題ありません。
31	財務諸表について、新設法人のため確定した決算がない。何を提出したらよいか。	開始貸借対照表を提出してください。
32	応募書類の「会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）」と「直近3期分の財務諸表」について、幹事法人だけでなく、実証地域に参画する全社の分が必要か。	「会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）」については、実証地域に参画する地域事業づくり会社及びローカル・ゼブラ企業等の分をご提出ください。「直近3期分の財務諸表」は幹事法人（地域事業づくり会社）のみご提出ください。
33	「募集要領2. (2) 事業対象者の資格要件」に記載されている「本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。」について、具体的に何を証明、提出すればよいか。	(様式1) 事業計画書の「1. 地域事業づくり会社が目指している具体的取組について」に事業遂行上の体制や担当者の役割、能力をお示しください。
34	(様式2) 申請者情報・積算内訳書には、連携事業者・団体について記載する箇所がないが、どこに記載すればよいか。	(様式1) 事業計画書の「2. 地域事業づくり会社が目指す取り組みにかかわる地域の関係者等について」に想定される連携事業者・団体に関する情報を記載ください。
35 8/5 追加	プレゼンテーション動画における代表者は「地域事業づくり会社の代表権を有する者」を指していますか。	プレゼンテーション動画における「代表者」について、法人の代表権を持つ者である必要はございません。
36 8/5 追加	(様式1) 事業計画書の「3. 地域事業づくり会社の概要について」に記載の「1 地域事業づくり会社の代表者の経歴、当該地域で活動を始めた経緯を記載してください。」に関して、ここでの代表者は何を指していますか。	(様式1) 事業計画書「3. 地域事業づくり会社の概要について」に記載の「1 地域事業づくり会社の代表者の経歴、当該地域で活動を始めた経緯を記載してください。」における代表者につきまして、法人の代表権を持つ方の情報をご記載ください。